

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★
雇止めに関する留意点

<有期雇用契約の更新>

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5
金子ビル 4F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

業務量に応じて雇用の調整を図り、人件費コストの固定費化を回避するために、企業は有期雇用の契約社員やパートさんを活用しています。しかし、雇用契約書の内容や契約更新手続きに不備があると、雇止め(契約期間満了時に更新しないこと)が難しくなり、雇用を終了したいときに終了できるという本来の目的を果たせなくなることがあります。今回は「雇止め」をテーマに取り上げ、有効性の判断基準、契約更新において注意すべき点等を解説します。

1. 雇止め可否の判断基準

【東芝柳町工場事件(最高裁一小昭49.7.22)】

契約期間2ヶ月の労働契約書を交わした臨時工に対し、5～23回にわたって労働契約の更新を重ねた後に雇止めの意思表示をした場合において、仕事の内容は本工と差異はなく、採用時に長期継続雇用、本工への登用を期待させる言動があり、また会社は期間満了の都度、直ちに新契約締結の手続きをとっていたわけでもなく、他の臨時工のほとんどが長期間にわたり継続雇用されているなどの事情があるときは、雇止めの効力の判断においては、解雇に関する法理を類推すべきである。

過去の裁判例をみると、更新の手続きをしない等雇用期間の管理がルーズで、正社員との区別も明確でなく、正社員と同様「期間の定めのない契約と実質的に同じ」とみなされる場合、雇止めには正社員とほぼ同等の解雇基準が適用されると解釈される傾向にあります。

雇止め可否の主な判断基準は下記のとおりです。

*「有期労働契約の反復更新に関する調査研究会報告」

- (1) 業務の客観的内容
業務内容の恒常性、臨時性、正社員との同一性等
- (2) 契約上の地位の性格
嘱託、非常勤講師等
- (3) 当事者の主観的態様
継続雇用を期待させる当事者の言動・認識の有無、程度、採用時の説明等
- (4) 更新の手続き
反復更新の有無・回数、勤続年数、更新手続きの有無、時期、方法等
- (5) 他の労働者の更新状況
同様の地位にある他の労働者の雇止めの有無等

2. 契約更新における注意点

「具体的に何に気をつければよいのか？」という声が聞こえてきそうなので、以下契約更新の際に注意すべきポイントをお伝えします。

(1) 契約更新の有無と判断基準を明示する。

雇入れ時、契約期間、更新の有無、更新の判断基準を明記した雇用契約書を取り交わしておくことが大前提です。雇用契約書を確認すると、更新の有無や判断基準が書いていないケースもたまに見られますが、いずれも明示が義務づけられていますので、必ず記載してください。

更新の有無	判断基準
自動更新	(雇止めは難しくなります)
更新する場合があります	・契約満了時の業務量 ・労働者の勤務成績、勤務態度 ・会社の経営状況、等
更新しない	(更新は行われないと判断されます)

また、必ず契約期間満了前に更新手続きをとり、口頭ではなく、新たに雇用契約書を取り交わしてください。

(2) 30日以上前に予告をする。

「1年以上継続して雇用している人」と「3回以上契約を更新している人」(平成20年3月改正)については、契約満了日の30日前までに更新をしない旨を予告します。

(3) 言動に注意する。

「これからもずっと働いてほしい。」

「更新前提の契約だから。」

更新手続きはしていたものの、このような労働者に対して雇用継続の期待を抱かせるような言動が日頃なされると、その後の雇止めについて、正社員と同等の解雇基準が適用されることがあります。

3. 雇用保険法の改正(H21.3.31～)

契約更新を希望したにもかかわらず雇止めとなった労働者については、失業手当受給のための必要加入期間が1年から6ヶ月以上へと短縮され、特定受給資格者(会社都合)と同様の給付日数分を受けることが可能となりました。退職する従業員へ説明する際、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、山口事務所までお問い合わせください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・賞与支払届の提出(7月賞与)
- ・社会保険8月月変届の届出(5月支給分で改定の場合)

● コラム ●

協会けんぽの健康保険料率が9月分から都道府県ごとの料率に変更されます。現在の一律8.2%から、東京8.18%、埼玉・千葉8.17%、神奈川8.19%となります(健保組合は変わりません)。関与先企業様へは新保険料を後日お知らせします。

【夏季休業のお知らせ】

恐れ入りますが、8月10日(月)～8月12日(水)、夏休みをいただきます。よろしくお祈りします。(山口)